

認の訴えに係る対象消費者の権利を害する目的をもつて判決をさせたときは、他の特定適格消費者団体は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。

第二節 対象債権等の確定手続

第一款 簡易確定手続

第一回 通則

(簡易確定手続の当事者等)

第十三条 簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解を行う。(以下この条において同じ。)によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体(第九十三条第二項の規定による指定があった場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体。第十五条において同じ。)の申立てにより、当該判決が確定した時又は請求の認諾等によって当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった事業者等を相手方として、共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所(第一審において請求の認諾等によって共通義務確認訴訟が終了したときは、当該共通義務確認訴訟が係属していた地方裁判所)が行う。(任意的口頭弁論)

第十四条 簡易確定手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないでできる。

第二回 簡易確定手続の開始

(簡易確定手続開始の申立義務)

第十五条 共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾によつて共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。

第二回 簡易確定手続の開始

(簡易確定手続開始の申立義務)

第十六条 前条の場合において、簡易確定手続開始の申立ては、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解若しくは和解金債権が存することを認める旨の和解によって共通義務確認訴訟が終了した日(第九十三条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた日)から四月以内にしなければならない。

第二回 簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体の申立てに

第十七条 裁判所は、前項の規定により第一項の期間の合にあつては、当該伸長された期間(次項において同じ。)の伸長の決定をすることができる。ただし、当該期間は、通じて八月を超えることができない。

第二回 簡易確定手続開始の申立ての方式

第十八条 簡易確定手続開始の申立ては、最高裁判所規則で定める事項を記載した書面でしなければならない。

第二回 簡易確定手続開始の申立ての方式

第十九条 簡易確定手続開始の申立てには、申立てをする特定適格消費者団体は、第二回

債権のうち、当該和解においてその額又は算定方法のいずれかが定められている部分(当該和解において簡易確定手続開始の申立てをしなければならない旨が定められている部分を除く。)については、この限りでない。

和解金債権が存することを認める旨の和解によつて共通義務確認訴訟が終了した場合においては、当該和解において当該和解金債権の全部又は一部について簡易確定手続開始の申立てをしない。

当該和解において當該和解金債権が終了した場合には、この限りでない。

よつて、当該和解において當該和解金債権が終了した場合には、この限りでない。

は、直ちに、官報に掲載して次に掲げなければならない。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）

第二十条 簡易確定手続開始の申立ての許可を得なければ、取り下げができる。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げについて準用する）

第二十一条 民事訴訟法第二百六十二条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げについて準用する）

第二十二条 簡易確定手続開始の申立ての取下げには、直ちに、官報に掲載して次に掲げなければならない。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）

第二十三条 簡易確定手続開始の申立ての取下げには、直ちに、官報に掲載して次に掲げなければならない。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）

第二十四条 簡易確定手続開始決定がされた事件について、特定適格消費者団体は、更に簡易確定手続開始の申立てをすることができない。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）

第二十五条 裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職權で、届出期間又は認否期間の伸長の決定をすることができる。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）

第二十六条 裁判所は、前項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、簡易確定手続開始の申立てをし、その旨を通知しなければならない。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）

第二十七条 裁判所は、第一項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、直ちに官報に掲載してその旨を公告しなければならない。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）

第二十八条 裁判所は、簡易確定手続申立団体によつて簡易確定手続申立の公報及び通知等（簡易確定手続申立団体による公報等）

第二十九条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、次に掲げる事項を相当な方法により公告しなければならない。

（簡易確定手続申立の公報及び通知等）

第三十条 被害回復裁判手続の概要

（簡易確定手続申立の公報及び通知等）

第三十一条 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することは、その内容）

四 共通義務確認訴訟において第一条第四号に規定する義務が認められた場合には、当該義務に係る対象債権及び対象消費者的範囲

五 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十二条第二項第一号及び第三号に掲げる事項

六 共通義務確認訴訟における和解において対象債権等の額又は算定方法が定められた場合には、当該額又は算定方法

七 簡易確定手続申立団体の名称及び住所

八 簡易確定手続申立団体の連絡先

九 簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項

十 対象消費者等（対象消費者及び和解対象消費者をいう。以下同じ。）が簡易確定手続申立団体に対して第三十四条第一項の授権をする方法

十一 対象消費者等が簡易確定手続申立団体に対する第三十四条第一項の授権をする期間

十二 その他内閣府令で定める事項

三 第一項の規定による公告後、届出期間中に同項第八号から第十二号までに掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた裁判所は、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。
(簡易確定手続申立団体による通知)

3 第二十七条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、知っている対象消費者等（次条第一項の規定による通知（以下この目及び第九十八条第二項第二号において「相手方通知」という。）を受けたものを除く。）に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知において次に掲げる事項を記載する場合は、前条第一項第一号、第三号、第六号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 前条第一項の規定により公告を行つていいることの要しない。

二 当該公告の方法

三 その他内閣府令で定める事項

(相手方による通知)

第二十八条 相手方は、簡易確定手続申立団体の求め(相手方通知のため通常必要な期間を考慮して内閣府令で定める日までにされたものに限る。)があるときは、届出期間の末日の二月以上前の日であつて内閣府令で定める日までに、当該求めに係る知れ正在対象消費者等に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一 被害回復裁判手続の事案の内容

二 共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められた場合には、当該義務に係る対象債権及び対象消費者の範囲

三 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十一條第二項第一号及び第三号に掲げる事項

四 簡易確定手続申立団体の名称、住所及び連絡先

五 対象消費者等が簡易確定手続申立団体に対して第三十四条第一項の授権をする期間

六 簡易確定手続申立団体が第一十六条第一項の規定により公告を行つて いる旨

七 当該公告の方法

八 相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先

九 その他内閣府令で定める事項

2 簡易確定手続申立団体は、相手方に對し、前項の求めをするときは、同項第四号に掲げる連絡先、同項第五号から第七号までに掲げる事項その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

3 相手方は、相手方通知をしたときは、當該相手方通知をした時から一週間以内に、第一項の求めをした簡易確定手続申立団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 相手方通知をした対象消費者等の氏名及び住所又は連絡先

三 相手方通知をした日
(相手方による公表)

第二十九条 相手方は、簡易確定手続申立団体の利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、届出期間中、前条第一項各号に掲げる事項(同項第四号、第五号、第八号又は第九号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項)を公表しなければならない。

2 前条第二項の規定は、簡易確定手続申立団体が相手方に對し前項の求めをするときについて準用する。この場合において、同条第二項中、「ならない」とあるのは、「ならない」。この場合において、当該求めの後、届出期間中に前項第四号又は第五号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を相手方に通知しなければならない」と読み替えるものとする。

(対象消費者等に関する情報に係る回答義務)

第三十条 相手方は、簡易確定手続申立団体から次に掲げる事項について照会があるときは、当該照会があつた時から一週間以内に、当該簡易確定手続申立団体に對し、書面又は電磁的方でであつて内閣府令で定めるものにより回答しなければならない。

- 一 対象消費者等の数の見込み
- 二 知れている対象消費者等の数
- 三 相手方通知をする時期の見込み
- 四 その他内閣府令で定める事項

(情報開示義務)

第三十一条 相手方は、対象消費者等の氏名及び住所又は連絡先(内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。)が記載された文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同様)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。)を所持する場合において、届出期間中に簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、当該文書を当該簡易確定手続申立団体に開示することを拒むことができない。ただし、相手方が開示すべき文書の範囲を特定

2 前項に規定する文書の開示は、その写しの交付（電磁的記録については、当該電磁的記録を記録された書面の交付又は当該電磁的記録による提供であつて内閣府令で定めるもの）により行う。この場合において、相手方は、個人（対象消費者等でないことが明らかである者を除く。）の氏名及び住所又は連絡先が記載された部分以外の部分を除いて開示することができる。

3 相手方は、第一項に規定する文書の開示をしないときは、簡易確定手続申立団体に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（情報開示命令等）

第三十二条 簡易確定手続申立団体は、届出期間中、裁判所に対し、情報開示命令（前条第一項の規定により相手方が簡易確定手続申立団体に開示しなければならない同項に規定する文書について、同条第二項に規定する方法による開示を相手方に命ずる旨の決定をいう。以下この条において同じ。）の申立てをすることができる。

2 情報開示命令の申立ては、文書の表示を明らかにしてしなければならない。

3 裁判所は、情報開示命令の申立てを理由があると認めるときは、情報開示命令を発する。

4 裁判所は、情報開示命令の申立てについて決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。

5 情報開示命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 情報開示命令は、執行力を有しない。

7 相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

8 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

9 民事訴訟法第八十九条の規定は、第七項の規定による過料の裁判について準用する。

（債権届出）

第四回 対象債権等の確定

- 裁判所は、認否を争う旨の申出の有無を届出消費者表に記載しなければならない。
(簡易確定決定)

第四十七条 裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があつたときは、第三十九条第一項又は第六十九条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、簡易確定決定をしなければならない。

裁判所は、簡易確定決定をする場合には、当事者双方を審尋しなければならない。

簡易確定決定は、主文及び理由の要旨を記載した決定書を作成してしなければならない。

届出債権の支払を命ずる簡易確定決定(第五十九条及び第八十九条第一項第二号において「届出債権支払命令」という。)については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができると宣言することができます。

第三項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、簡易確定決定の効力は、当事者に送達された時に生ずる。
(証拠調べの制限)

第四十八条 簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに限りすることができる。

文書の提出の命令若しくは民事訴訟法第二三百三十五条の三第一項において準用する同法第二百二十三条に規定する命令又は対照の用に供すべき筆跡若しくは印影を備える物件の提出の命令は、することができない。

前二項の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。
(異議の申立て等)

第四十九条 当事者は、簡易確定決定に対し、第47条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不变期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。

届出消費者は、簡易確定決定に対し、債権届出団体が第四十七条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不变期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。

裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。

4 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

いて準用する場合を含む。) を除く。) 及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。

で並びに第二百五十九条第一項及び第二項を除く。) 及び第六章(第二百六十一條から第二百六十三條まで、第二百六十六條及び第二百六十六

- 4 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

5 適法な異議の申立てがあつたときは、簡易確定決定は、仮執行の宣言を付したものと除き、その効力を失う。

6 適法な異議の申立てがないときは、簡易確定決定は、確定判決と同一の効力を有する。

7 民事訴訟法第二百六十二条第三項から第六項まで、第二百六十二条第一項、第二百六十三条、第三百五十八条並びに第三百六十条第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の異議について準用する。この場合において、同法第二百六十二条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、同条第五項中「前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書」とあるのは「その期日の調書の謄本」と読み替えるものとする。

（認否を争う旨の申出がないときの届出債権の確定等）

第五十条 適法な認否を争う旨の申出がないときは、届出債権の内容は、届出債権の認否の内容により確定する。

2 前項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に對し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

第五十一条 費用の負担

（個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担）

第五十二条 簡易確定手続の費用（債権届出の手数料及び簡易確定手続における届出債権に係る申立ての手数料（次条第一項及び第三項において「個別費用」と総称する。）を除く。以下この条において同じ。）は、各自が負担する。

2 前項の規定にかかるらず、裁判所は、事情により、同項の規定によれば当事者がそれぞれ負担すべき費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。

3 裁判所は、簡易確定手続に係る事件が終了した場合において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職權で、簡易確定手続の費用の負担を命ずる決定をすることができます。

4 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで（第七十一条第二項（同法第七十二条後段における）

いて準用する場合を含む。) を除く。) 及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。

で並びに第二百五十九条第一項及び第二項を除く。) 及び第六章(第二百六十一條から第二百六十三條まで、第二百六十六條及び第二百六十六

- （個別費用の負担）
第五十二条 裁判所は、届出債権について簡易確定手続に係る事件が終了した場合（第五十六条）、第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合には、異議後の訴訟が終了した場合（）において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件に関する個別費用の負担を命ずる決定をすることができる。
2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（民事訴訟法の準用）
第五十三条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第六十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章（第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。）及び第五章（第八十七条、第九十一条第一項及び第二項、第九十一条の二、第九十二条第六項から第十項まで、第二節、第九十四条、第一百条、第四節第三款、第一百十一条、第一百六十二条並びに第一百十八条を除く。）、第二編第一章（第一百三十四条、第一百三十四条の二、第一百三十七条第二項及び第三項、第一百三十七条の二、第六项から第九項まで、第一百三十八条第一項、第一百三十九条、第一百四十条並びに第一百四十三条から第一百四十六条までを除く。）、第三章（第一百五十五条第二項、第一百五十六条の二、第一百五十七条の二、第一百五十八条、第一百五十九条第三項、第一百六十条第二項、第一百六十一条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第一百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十三条第二項、第二百五十二条第二項、第二百五十八条第二項から第四項ま

で並びに第二百五十九条第一項及び第二項を除く。) 及び第六章(第二百六十一條から第二百六十三條まで、第二百六十六條及び第二百六十六

書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

第一項の場合において、当該申立て等に閲する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

いては、当該債権届出の時に、当該債権届出に係る債権届出団体（当該債権届出に係る届出消費者が当該異議の申立てをしたときは、その届出消費者）を原告として、当該簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があつたもののみなす。この場合においては、届出書を訴状とみなす。第三十八条の規定による送達を訴状の送達となす。

2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされる事件は、同項の地方裁判所の管轄に専属する。

3 前項の事件が係属する地方裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、その事件に係る訴訟を民事訴訟法第四条第一項又は第五条第一号、第五号若しくは第九号の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

4 和解金債権についての債権届出に係る請求について第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされる事件には、民事訴訟法第七編の規定は、適用しない。

（異議後の訴訟についての届出消費者の授権）
第五十七条 債権届出団体は、異議後の訴訟を行するには、届出消費者の授権がなければならぬ。届出消費者は、その届出債権に係る債権届出団体に限り、前項の授権をすることができる。

2 届出消費者は、その届出債権に係る債権届出団体が第八項において準用する第三十三条第三項の規定により第一項の授権を取り消し、又は自ら異議後の訴訟を行したときは、当該届出消費者は、更に債権届出団体に同項の授権をすることができない。

3 債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授権契約（届出消費者が第一項の授権をし、債権届出団体が異議後の訴訟を取り消すことと約する契約をいう。以下同じ。）の締結を拒絶してはならない。

4 債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授権契約を得た債権届出団体は、当該授権をした届出消费者的ために、公平かつ誠実に異議後の訴訟の追行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の手続の追行（当該授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。

5 第一項の授権を得た債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授権契約を解除してはならない。

6 第一項の授権を得た債権届出団体は、当該授権をした届出消费者的ために、公平かつ誠実に異議後の訴訟の追行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の手続の追行（当該授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。

8 第三十四条第三項から第五項まで及び第三十九条の規定は、第一項の授權について準用する。

9 第二項の規定は、当該授權を得た債権届出団体は、当該授權をした届出消費者に対し、善良な管理者の注意をもつて前項に規定する行為をしなければならない。

(訴えの変更の制限等)

第五十八条 異議後の訴訟においては、原告は、訴えの変更（届出消費者又は請求額の変更を内容とするものを除く。）をすることができる。

2 異議後の訴訟においては、反訴を提起することができない。

(異議後の判決)

第五十九条 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十六条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が届出債権支払命令と符合するときは、その判決において、届出債権支払命令を認可しなければならない。ただし、届出債権支払命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により届出債権支払命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十六条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、届出債権支払命令を取り消さなければならない。

(訴えの取下げの制限)

第六十条 異議後の訴訟においては、訴えの取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

第三節 特定適格消費者団体のする仮差押

(特定適格消費者団体のする仮差押)

第六十一条 特定適格消費者団体は、当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するため、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができる。

被害回復関係業務を行うことに関する、報酬を受けることができる。

(弁護士に追行させる義務)

第八十三条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行う場合において、民事訴訟に関する手続(簡易確定手続を含む)、仮差押命令に関する手続及び執行抗告(仮差押えの執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む)に係る手続については、弁護士に追行させなければならぬ。

(他の特定適格消費者団体への通知等)

第八十四条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨、その内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該特定適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 共通義務確認の訴えの提起又は第六十一条第一項の申立てをしたとき。

二 共通義務確認訴訟の判決の言渡し又は第六十一条第一項の申立てについての決定の告知があつたとき。

三 前号の判決に対する上訴の提起又は同号の決定に対する不服の申立てがあつたとき。

四 第二号の判決又は同号の決定が確定したとき。

五 共通義務確認訴訟における和解が成立したとき。

六 前二号に掲げる場合のほか、共通義務確認手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

八 第十六条第三項の規定による通知を受けたとき。

九 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げをしたとき。

十 簡易確定手続開始決定があつたとき。

十一 第二十六条第一項、第二項前段又は第三項の規定による公告をしたとき。

十二 第二十七条第一項の規定による通知をし

たとき。

十三 その他被害回復関係業務に係る内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を見閲覧することができる状態に置く措置その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他内閣府令で定める方法により、他の特定適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

(個人情報の取扱い)

第八十五条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に関し、消費者の個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合するにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。第三項において同じ。)を保管し、又は利用するに当たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内でこれを保管し、及び利用しなければならない。ただし、当該消費者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

二 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に關し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報を被害回復裁判手続に係る相手方その他第三者者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たつては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならぬ。

三 被害回復裁判手続に係る相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たつては、あらかじめ、当該消费者的同意を得なければならぬ。

四 第二号の判決又は同号の決定が確定したとき。

五 共通義務確認訴訟における手続が終了したとき。

六 前二号に掲げる場合のほか、共通義務確認手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

七 共通義務確認訴訟に關し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

八 第十六条第三項の規定による通知を受けたとき。

九 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げをしたとき。

十 簡易確定手続開始決定があつたとき。

事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(情報の提供)

第八十八条 特定適格消費者団体は、消費者の財産的被害等の回復に資するため、対象消費者等に対し、共通義務確認の訴えを提起したこと、共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第八十九条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の進行に関し、その被害回復裁判手続の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

一 届出債権の認否、簡易確定決定、異議後の訴訟における判決若しくは請求の認諾又は和解に基づく義務の履行として金銭その他の財産上の利益を受けるとき。

二 被害回復裁判手続における判決(確定判決と同一の効力を有するもの、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令及び第六十一条第一項の申立てについての決定を含む。次号において同じ。)又は第五十一条第三項若しくは第五十二条第一項若しくは民事訴訟法第七十三条第一項の決定により訴訟費用(簡易確定手続の費用、和解の費用及び調停手続の費用を含む。)を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

三 被害回復裁判手続における判決に基づく民事執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

四 第二号の判決又は同号の決定が確定したとき。

五 共通義務確認訴訟における手続が終了したとき。

六 前二号に掲げる場合のほか、共通義務確認手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存すこととなるものをしようとするとき。

七 共通義務確認訴訟に關し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存すこととなるものをしようとするとき。

八 第十六条第三項の規定による通知を受けたとき。

九 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げをしたとき。

十 簡易確定手続開始決定があつたとき。

4 前二項に規定する被害回復裁判手続に係る相手方からその被害回復裁判手続の進行に関して受け又は受けさせることはならない。

受け又は受けさせることはならない財産上の利益には、その相手方がその被害回復裁判手続の進行に関して不法行為によつて生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

(区分経理)

第九十条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(監督)

第九十一条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体が、第七十一条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第七十一条第六項第三号に該当するに至つたと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に關しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

三 第九十二条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。(特定認定の取消し等)

一 偽りその他不正の手段により特定認定、第七十五条第二項の有効期間の更新又は第七十七条第三項若しくは第七十八条第三項の認可を受けたとき。

二 第七十七条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第七十七条第六項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれら

の規定に基づく处分に違反したとき(次項第

二号に該当する場合を除く。)

第五十一条第一項第一号に該当するに至つたとき。

二 第九十三条第一項第一号に該当するに至つたとき。

三 第九十三条第一項第一号に該当するに至つたとき。

四 前三号に該当するに至つたとき。

五 第九十三条第一項第一号に該当するに至つたとき。

六 第九十三条第一項第一号に該当するに至つたとき。

七 第九十三条第一項第一号に該当するに至つたとき。

八 第九十三条第一項第一号に該当するに至つたとき。

号) 又は預託等取引に関する法律(昭和六十二年法律第六十二号)に基づく処分に関する作成した書類で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により書類の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該書類を当該被害回復裁判手続の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第九十七条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を適切に遂行するため必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該情報を当該被害回復関係業務に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第四章 消費者団体訴訟等支援法人の認定等

第一節 消費者団体訴訟等支援法人の認定等

(消費者団体訴訟等支援法人の認定)

第九十八条 内閣総理大臣は、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるもの(適格消費者団体である法人を除く。)をその申請により、次項に規定する業務(以下この章及び第二百七十九条第二項第二号において「支援業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適当程度であること。

二 消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動の実績が相当程度であること。

三 支援業務の実施に係る組織、支援業務の実

施の方法、支援業務に関して知り得た情報の

管理及び秘密の保持の方法、支援業務の実施

に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の

支援業務を適正に遂行するための体制及び

支援業務を適正に遂行していること。

四 支援業務を有すること。

五 支援業務以外の業務を行うことによつて支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

六 前項の規定による認定(以下この章及び第二百七十九条第一項において「支援認定」という。)を受けた特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財團法人(以下「消費者団体訴訟等支援法人」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 特定適格消費者団体の委託を受けて、対象消費者等に対する情報の提供、金銭の管理その他の特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。

二 特定適格消費者団体とその被害回復裁判手続に係る相手方との合意により定めるところにより、相手方通知の他の当該相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。

三 被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体に対する助言、被害回復関係業務に関する情報の公表その他の内閣府令で定める事務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣の委託を受けて、次に掲げる業務を行うこと。

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

六 役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わらなければその刑の執行を受けることがなくなり、又はその刑の執行を終わらなければ三年を経過しない者

ロ この法律の実施のために必要な情報の収集その他の内閣府令で定める事務

四 第九十五条第一項及び第二項の規定によ

る公表

四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣の委託を受けて、次に掲げる業務を行うこと。

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

六 役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

七 最近の事業年度における財産目録等その他の経理の基礎を有することを証する書類

八 前項第四項各号のいずれにも該当しないこととを誓約する書面

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人等」という。がその事業活動を支配する法人等支援法人」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 特定適格消費者団体の委託を受けて、対象消費者等に対する情報の提供、金銭の管理その他の特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。

二 特定適格消費者団体とその被害回復裁判手続に係る相手方との合意により定めるところにより、相手方通知の他の当該相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。

三 被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体に対する助言、被害回復関係業務に関する情報の公表その他の内閣府令で定める事務を行うこと。

四 政治団員等をその事業活動に従事させ、又はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

六 役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わらなければ三年を経過しないもの

ロ この法律の実施のために必要な情報の収集その他の内閣府令で定める事務

四 第九十五条第一項及び第二項の規定によ

る公表

四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣の委託を受けて、次に掲げる業務を行うこと。

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

六 役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

七 最近の事業年度における財産目録等その他の経理の基礎を有することを証する書類

八 前項第四項各号のいずれにも該当しないこととを誓約する書面

四 支援業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役職員名簿(役員及び職員の氏名、その役職その他の内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。第百十条第二項第三号において同じ。)

七 最近の事業年度における財産目録等その他の経理の基礎を有することを証する書類

八 前項第四項各号のいずれにも該当しないこととを誓約する書面

九 支援業務以外の業務を行ふ場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

十 その他内閣府令で定める事項を記載した書類

(支援認定の申請に関する公告及び縦覧等)

十一 内閣総理大臣は、支援認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号(第八号及び第十号を除く。)に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

十二 内閣総理大臣は、支援認定の申請をした者に該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。

(支援認定の公示等)

十三 前条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

ハ 暴力団員等

一 第九十九条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

二 支援業務を行おうとする事務所の所在地及び名称及び住所並びに代表者の氏名

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を相当期間にわたり継続して適正に行つていることを証する書類

三 消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動に係る事業の実績が相当程度あることを証する書類

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人等」という。がその事業活動を支配する法人等支援法人」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 特定適格消費者団体の委託を受けて、対象消費者等に対する情報の提供、金銭の管理その他の特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。

二 特定適格消費者団体とその被害回復裁判手続に係る相手方との合意により定めるところにより、相手方通知の他の当該相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。

三 被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体に対する助言、被害回復関係業務に関する情報の公表その他の内閣府令で定める事務を行うこと。

四 政治団員等をその事業活動に従事させ、又はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

六 役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わらなければ三年を経過しないもの

ロ この法律の実施のために必要な情報の収集その他の内閣府令で定める事務

四 第九十五条第一項及び第二項の規定によ

る公表

四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣の委託を受けて、次に掲げる業務を行うこと。

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

六 役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

七 最近の事業年度における財産目録等その他の経理の基礎を有することを証する書類

八 前項第四項各号のいずれにも該当しないこととを誓約する書面

<p>(変更の届出)</p> <p>第二百二条 消費者団体訴訟等支援法人は、第九十九条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号、第三号及び第十号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>(合併の届出及び認可等)</p> <p>第二百三条 消費者団体訴訟等支援法人である法人が他の消費者団体訴訟等支援法人である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。</p>	<p>2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人と合併(消費者団体訴訟等支援法人である法人が存続するものを除く。以下この条及び第一百六条第一号において同じ。)をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたとき限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。</p>	<p>4 前項の認可を受けようとする消費者団体訴訟等支援法人である法人及び消費者団体訴訟等支援法人でない法人は、共同して、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認められることにより認可申請期間にその申請をすることができないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、この限りでない。</p> <p>5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされなければならないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がさるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継しているものとみなす。</p>	<p>6 第九十八条(第二項を除く。)、第九十九条、第一百条及び第一百一条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。</p>	<p>7 第百条及び第一百一条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。</p>	<p>8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。</p>
<p>(事業の譲渡の届出及び認可等)</p> <p>第二百四条 消費者団体訴訟等支援法人である法人が他の消費者団体訴訟等支援法人である法人に對し支援業務に係る事業の全部の譲渡をしたとき、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継した場合には、その譲渡を受けた法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>3 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人に対し支援業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>4 前項の認可を受けようとする消費者団体訴訟等支援法人である法人及び消費者団体訴訟等支援法人でない法人は、共同して、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認められることにより認可申請期間にその申請をすることができないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、この限りでない。</p>	<p>5 前項の申請があつた場合において、その合併が百三十三条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき)。</p>	<p>6 第百六条 消費者団体訴訟等支援法人について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、支援認定は、その効力を失う。</p> <p>(支援認定の失効)</p>
<p>第二百六条 消費者団体訴訟等支援法人について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、支援認定は、その効力を失う。</p>	<p>2 内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類(帳簿書類の作成及び保存)</p>	<p>3 (財務諸表等の作成、備置き及び提出)</p>	<p>4 (業務の範囲及び区分経理)</p>	<p>5 (業務の種類及び概要を記載した書類)</p>	<p>6 (報告及び立入検査)</p>
<p>第二百九条 消費者団体訴訟等支援法人は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。</p>	<p>第二百十条 消費者団体訴訟等支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録及び事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第四号及び百二十二条第十一号において「財務諸表等」という。)を作成しなければならない。</p>	<p>第二百十一条 内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類(帳簿書類の作成及び保存)</p>	<p>2 (業務の範囲及び区分経理)</p>	<p>3 (業務の種類及び概要を記載した書類)</p>	<p>4 (報告及び立入検査)</p>
<p>第二百十二条 消費者団体訴訟等支援法人が前条第一項各号に掲げる場合において、その譲渡が百四十四条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき)。</p>	<p>2 消費者団体訴訟等支援法人の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類(帳簿書類の作成及び保存)</p>	<p>3 (業務の範囲及び区分経理)</p>	<p>4 (業務の種類及び概要を記載した書類)</p>	<p>5 (報告及び立入検査)</p>	<p>6 (業務の範囲及び区分経理)</p>
<p>第二百十三条 消費者団体訴訟等支援法人が前条第一項各号に掲げる場合において、その譲渡が百四十四条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。</p>	<p>2 消費者団体訴訟等支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、前項第三号及び第四号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。</p>	<p>第二百十四条 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、消費者団体訴訟等支援法人は、これら職員にあつた者は、正当な</p>	<p>理由がなく、支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>理由がなく、支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>理由がなく、支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に
関し報告をさせ、又はその職員に、消費者団体
訴訟等支援法人の事務所に立ち入り、業務の状
況若しくは帳簿・書類その他の物件を検査さ
せ、若しくは関係者に質問させることができ
る。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し
なければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪搜
査のために認められたものと解してはならな
い。

(適合命令及び改善命令)

内閣総理大臣は、消費者団体訴訟等
支援法人が、第九十八条第一項各号に掲げる要
件のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき
は、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、こ
れらの要件に適合するために必要な措置をとる
べきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、
消費者団体訴訟等支援法人が第九十八条第四項
第三号から第六号までのいずれかに該当するに
至つたと認めるとき、消費者団体訴訟等支援法
人又はその役員若しくは職員が支援業務の遂行
に關しこの法律の規定に違反したと認めるとき
き、その他消費者団体訴訟等支援法人の業務の
適正な運営を確保するため必要があると認める
ときは、当該消費者団体訴訟等支援法人に対
し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の
変更その他の業務の運営の改善に必要な措置を
とるべきことを命ずることができる。

(支援認定の取消し等)

内閣総理大臣は、消費者団体訴訟等
支援法人について、次の各号のいずれかに掲げ
る事由があるときは、支援認定を取り消すこと
ができる。

1 偽りその他不正の手段により支援認定又は
第二項の規定により設立の認証を取り消さ
れたとき。

2 第百三十三条第一項各号に掲げる要件のいず
れかに該当しなくなつたとき。

3 第九十八条第一項各号(第一号を除く。)のいず
れかに該当するに至つたとき。

4 支援業務の実施に關し、対象消費者等の利
益に著しく反する行為をしたと認められるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律若し
くはこの法律に基づく命令の規定又はこれら
の規定に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由によ
り支援認定を取り消したときは、内閣府令で定
めることにより、その旨及びその取消しをし
た日を公示するとともに、当該消費者団体訴訟
等支援法人に對し、その旨を書面により通知す
るものとする。

(官公庁等への協力依頼)

内閣総理大臣は、この法律の実施の
ため必要があると認めるときは、官庁、公共團
体その他の者の照会し、又は協力を求めること
ができる。

(権限の委任)

内閣総理大臣は、前二章及び前条の
規定による権限(政令で定めるものを除く。)
を消費者庁長官に委任する。

(第六章) 第一百五十六条

特定適格消費者団体の役員、職員又
は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復
裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金そ
の他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費
者団体における次に掲げる行為の報酬として、
金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者
(当該特定適格消費者団体を含む。)に受けさせ
たときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下
の罰金に処する。

1 第七十二条第一項(第七十五条第七項、第
七十七条第六項及び第七十八条第六項におい
て準用する場合を含む。)若しくは第九十九
条第一項(第一百三条第六項及び第一百四条第六
項において準用する場合を含む。)の申請書
又は第七十二条第二項各号(第七十五条第七
项、第七十七条第六項及び第七十八条第六項
において準用する場合を含む。)若しくは第
九十九条第二項各号(第一百三条第六項及び第
一百四条第六項において準用する場合を含む。)
に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したと
き。

2 第七十四条第三項の規定に違反して、特定
適格消費者団体であると誤認されるおそれ
ある文字をその名称中に用い、又はその業務
に関し、特定適格消費者団体であると誤認さ
れるおそれのある表示をしたとき。

2 第三十四条第一項又は第五十七条第一項の
授権に係る債権に係る裁判外の和解をするこ
と又はしたこと。

3 被害回復裁判手続を終了させること又は終
了させたこと。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とす
る。

3 第一項の場合において、犯人又は情を知った
第三者が受けた財産上の利益は、没収する。そ
の全部又は一部を没収することができないとき
は、その価額を追徴する。

4 第一条の罪は、日本国外においてこれらの罪
を犯した者にも適用する。

5 第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十
五号)第二条の例に従う。

2 第一百七十七条 偽りその他不正の手段により特定認
定、第七十五条第二項の有効期間の更新、第七
十七条第三項、第七十八条第三項、第一百三条第
三项若しくは第一百四条第三項の認可又は支援認
定を受けたときは、当該違反行為をした者は、
百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円
以下の罰金に処する。

1 第八十六条の規定に違反して、被害回復関
係業務に關して知り得た秘密を漏らした者
をして知り得た秘密を漏らした者

2 第百七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、当該違反行為をした者は、五十万円以下
の罰金に処する。

1 第七十二条第一項(第七十五条第七項、第
七十七条第六項及び第七十八条第六項におい
て準用する場合を含む。)若しくは第九十九
条第一項(第一百三条第六項及び第一百四条第六
項において準用する場合を含む。)の申請書
又は第七十二条第二項各号(第七十五条第七
项、第七十七条第六項及び第七十八条第六項
において準用する場合を含む。)若しくは第
九十九条第二項各号(第一百三条第六項及び第
一百四条第六項において準用する場合を含む。)
に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したと
き。

2 第三十六条第一項の規定に違反して、やむ
を得ない理由がないのに簡易確定手続授権契
約の締結を拒んだ者

3 第三十六条第二項の規定に違反して、やむ
を得ない理由がないのに簡易確定手続授権契
約を解除した者

2 第二十六条第一項、第二項前段若しくは第
三項の規定による公告をすることを怠り、又
は不正の公告をした者

2 第二十六条第二項前段若しくは第二十七条
第一項の規定による通知をすることを怠り、又
は不正の通知をした者

2 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者
は、五十万円以下の過料に処する。

1 第二十六条第一項、第二項前段若しくは第
三項の規定による公告をすることを怠り、又
は不正の公告をした者

2 第二十六条第二項前段若しくは第二十七条
第一項の規定による通知をすることを怠り、又
は不正の通知をした者

2 第五十七条第五項の規定に違反して、正当
な理由がないのに訴訟授権契約を解除した者

3 第七十四条第二項若しくは第一百一条第二項
の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲
示をし、又は第七十四条第二項若しくは第一百
一条第二項の規定に違反して公衆の閲覧に供
せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供
した者

陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたと
き。

れた消費者契約に関する請求（第三条第一項第五号に掲げる請求については、この法律の施行前に行われた加害行為に係る請求）に係る金銭の支払義務には、適用しない。
(検討等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

十三 第百十条第三項の規定に違反して、書類を偽に置かなかつた者を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

十一 第百十一条第一項の規定に違反して、書類
諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若し
くは記録すべき事項を記載せず、若しくは記
録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録を
した者

十 第九十七条第二項の規定に違反して、情報を利用し、又は提供した者を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

七 第八十七条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者
八 第九十三条第九項の規定による被害回復関係業務の引継ぎを怠った者
九 第九十六条第二項の規定に基づいて、書類

四
第七十六条、第七十七条第一項若しくは第七項、第七十八条第二項若しくは第七項、第七十九条第一項、第二百二条、第一百三条第二項若しくは第七項、第四百四条第二項若しくは第七項又は第一百五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
六
六 第八十五条第二項の規定に違反して、消費報告をした者
五
五 第八十四条第一項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは

第一条 この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第七条 政府はこの法律の円滑な施行のためこの法律の趣旨及び内容について広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

に係る金銭の支払義務であつて、附則第二条に規定する請求に係るものに關し、当該請求に係る消費者的財産的被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続（独立行政法人国民生活センター法第十一條第二項に規定する重要な消費者紛争解決手続をいう。）等の裁判外紛

2
政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務のものとする。

るための方策について、事業者、消費者その他の関係者の意見を踏まえて、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一項中特定商取引に関する法律第六十四条第一項の改正規定（第六条第四項）の下に、「第十三条第二項」を加える部分に限る。）並びに次条第一項 附則第三条第一項 及び附則第五条の規定 公布の日

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、三百六十七条の二、三百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）
この法律は、民法改正法の施行の日から施行

定認定の有効期間については、新消費者裁判手続特別法第六十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ととされる有効期間の満了の日までの間に第三条の規定による改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下この条において「新消費者裁判手続特例法」という。）第六十五条第一項に規定する特定認定を受けた場合における当該特

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第三十三条第四項の改正規定及

の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十一項の改正規定、同法第一百六十二条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条の改正規定、同法第一百六十七条、条第五項第一号の文見定、同法第一百六十七、条第五項

等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る。)、第五条中人事訴訟法第三十五条

第一條の規定、第四条中民事訴訟費用等に
関する法律第二十八条の二第一項の改正規定
及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定
規定(「取消しの申立て」の下に「、秘匿決
定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧
の請求」を追加する)を除くことを定めます。

当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
一 第三条の規定並びに附則第六十一条中商業登
記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五
十二条第二項の改正規定及び附則第二十五
条の規定が、公表の日

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄
（施行期日）
一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超過しない範囲内において政令で定める日から

五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
六条 検討) 政令への委任)

次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百十一条の改正規定（第八十五条並びに「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る。）、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七中鉄道抵当法第五十九条に二項の改正規定（第六十三条民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第一章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（第六十八条の下に「、第六十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（第六十八条の下に「、第六十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定（第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条第一項の規定、第二百十九条中民事訴訟正規定、同法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十六条まで）に改める部分に限る。）及び同法第一百四十九条中破産法第二百二十一条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十二条第二項の改正規定、同法第一百三十六条の次に一条を加える改正規定

及び同法第百九十二条第三項の改正規定（第八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第一項の改正規定（「及び第二三項」）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定（「及び第二三項」）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び高等裁判所に」との下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第五項の改正規定（第三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三百三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日附 則（令和五年六月一六日法律第六十三条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日罰則に關する経過措置）

第一条六第二項 二の十二項 二七百二	第六条第 一百一十七 項	第五条第 一百一十二 項	第三条第 一百三十一 項	第二条第 一百二十一 項	
規定によりファイルに記録された電子調書	その記録	について電子調書を作成した	記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	の場合において、同条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項」は同項の記録媒体に記録された事項とあるのは、「事項」と読み替えるものとする
	その記載	を調書に記載した	判書に記載した	又は送付する	